

令和 8 年 承認第 8 号

臨時代理の承認について

みよし市教育委員会事務局職員の退職について

教育長に対する事務委任規則（昭和 6 0 年三好町教育委員会規則第 3 号。以下「事務委任規則」という。）第 3 条により別紙の通り臨時代理したので、事務委任規則第 4 条により報告し、承認を求める。

令和 8 年 7 月 2 4 日提出

みよし市教育委員会

教育長 増 岡 潤一郎

臨 時 代 理 書

教育長に対する事務委任規則（昭和60年三好町教育委員会規則第3条。「以下「事務委任規則」という。）第2条第6号に規定する教育委員会事務局職員の任免その他の人事について、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、事務委任規則第3条の規定により、臨時に代理する。

令和8年6月30日

みよし市教育委員会

教育長 増 岡 潤一郎

1 臨時代理の内容

みよし市教育委員会事務局職員の退職について

2 辞令簿

別添のとおり

みよし市教育委員会事務局職員の退職について

別 添

(当日配布・回収)